

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	20(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	18(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	28(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①4(火)、8/1(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②7/13(日)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③15日(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階男女共同 参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラー による相談、定員は①は各5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可（内線206～208、289）
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線209）
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に 関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(水)、8/4(金)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	12(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	25(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3 の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	13(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可（内線544）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、 午前9時～午後8時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッ フによる相談
引きこもり相談	27(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
こころの電話相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ



講座・催し

オナカマ食堂+栄養の日

①内 8月4日(金)、①講話、食事など＝午前10時30分～午後0時20分、②個別相談＝午後0時30分～1時30分 場かがりの郷

内 市内在住で65歳以上の人

定 ①20人(会場での食事を希望する人は12人)、②4人

※①②両方の受講も可。

費 無料(食事希望者は594円実費)

申 8月2日(木)までに、電話またはファクスで、NPO法人はみんぐ南河内【☎072(976)5255・FAX072(976)5256】へ(申し込み多数の場合抽選)

ワンポイント!介護講習会

① 7月27日(木)、午後2時～3時

場 金剛公民館

内 おむつの種類や選び方などの紹介

定 15人 費 無料

持 動きやすい服装

申 7月25日(火)までに、メールに、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、高齢介護課〔(内線197)・☎kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ(申し込み多数の場合抽選、窓口・電話申し込み可)

※右図からも申し込み可。



認知症介護家族の交流会

① 7月26日(水)、午後1時30分～3時30分

場 金剛連絡所

内 運転免許返納について

対 認知症の人を介護している家族

※認知症の人または家族が市内在住の人に限ります。

定 20人 費 無料

申 7月24日(月)までに、高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※右図からも申し込み可。



介護予防サポーター養成講座

介護予防の知識を、集会所などで開催する「笑顔はつらつ教室」で指導する有償ボランティアを養成します。

① 9月5日～10月17日の毎週火曜日(10月3日は除く)、午前10時～午後4時(全6回)

場 市役所

内 市内在住・在勤のおおむね74歳以下で、同教室で3回の実習を行い、「介護予防サポーターの会」に入会し、同教室で指導できる人

定 10人

費 無料

申 7月6日(木)～8月25日(金)に、メールに、講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、高齢介護課〔(内線197)・☎kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ(申し込み多数の場合抽選、窓口・電話申し込み可)

※右図からも申し込み可。



介護面接会&説明会

① 7月27日(木)、午後2時～4時(受け付けは午後3時45分まで)

場 ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2)

参加企業 3社予定

定 24人 費 無料

持 履歴書(複数の企業を面接される人は複数枚ご用意ください)

※ハローワークカードまたは受付票をお持ちの人は持参してください。

申 7月6日(木)～、ハローワーク河内長野【☎(53)3081】へ(申し込み先着順)



募集

会計年度任用職員(公立保育園の保育士)を募集

受験資格 保育士資格(府地域限定保育士を含む)を有する人、または任用開始日までに資格取得見込みの人

採用人数 1人

任用期間 8月1日(火)～11月10日(金)

試験日 7月18日(火)または19日(水)

試験内容 書類審査、面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 7月末までに本人へ通知

申 7月14日(金)までに、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証明書の写しを添えて、こども未来室(内線284)へ(郵送不可)

※勤務日、業務内容など詳しくは、実施要領をご覧ください。

※申込書、実施要領は、こども未来室で配布。市ウェブサイト(こども未来室のページ)からダウンロードもできます。

自衛官募集

① 航空学生(各種航空機のパイロットなどの養成)

② 一般曹候補生(非任期制)(陸・海・空各部隊の中核となる「曹」の養成)

③ 自衛官候補生(任期制)(入隊3カ月後に2等陸・海・空士に任用)

応募資格 ①日本国籍を有する高卒者または高専3年修了者(いずれも見込み含む)で、海上自衛隊は18歳以上23歳未満、航空自衛隊は18歳以上21歳未満の人、②③日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

受付期間 ①は7月1日(土)～9月7日(木)、②は7月1日(土)～9月5日(火)

※③は年間を通じて受け付け。 閩自衛隊富田林地域事務所【☎(24)3799・FAX(24)3999】

府警察官(巡査)採用試験

第1次選考 9月17日(日)予定

受付期間 7月1日(土)～

応募資格 18歳以上33歳以下の入

※選考方法により申し込み方法や締切日が異なります。詳しくは、府警察ウェブサイト【https://www.police.pref.osaka.lg.jp/】をご覧ください。

閩府警察官採用センター【☎0120(370)314】

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収の対象者の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預(貯)金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望する人は、預(貯)金通帳と通帳の印鑑、納入通知書を持参し、保険料取扱金融機関または下記問い合わせ窓口で手続きをしてください。

㊦国民健康保険料については保険年金課(内線152、156)、介護保険料については高齢介護課(内線175、176)、後期高齢者医療保険料については福祉医療課(内線158、159)

介護保険

新しい介護保険負担割合証を送付

現在、介護保険負担割合証をお持ちの人は、7月31日(月)で有効期限が切れます。要介護などの認定を受けている人には、新しい介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

㊦高齢介護課 (内線177、179)

介護保険施設に入所(ショートステイ含む)する人へ

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設)への入所・入院・ショートステイにかかる食事代、居住費(滞在費)は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては負担の軽減を受けることができます。

介護保険施設を利用する予定がある人は高齢介護課へ申請してください。更新対象者には、6月上旬に申請書を送付しています。

㊦高齢介護課 (内線177、179)

介護保険料決定通知書を送付

今年度の住民税が決定されたことを受けて、7月1日付で今年度の介護保険料を決定しましたので、65歳以上の人(第1号被保険者)に「介護保険料決定(更正)通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬までに送付します。

■納付が難しいときはご相談を

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予が受けられることがありますので、納付が難しいときは、ご相談ください。

㊦高齢介護課 (内線175、176)

福祉

ヘルプマークを配布

本市では、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を配布しています。

ヘルプマークを身に着けた人を見つけた場合は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、配慮のある行動をお願いします。

㊦義足や人工関節を使用している人、内部障がい者や難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人

配布場所 障がい福祉課・金剛連絡所
㊦障がい福祉課(内線191)

講座・催し

ほんわかカフェ

㊦8月16日(水)、午後1時30分～3時
場かがりの郷

㊦認知症の人、認知症に関心のある人

定20人 ㊫100円

㊦7月10日(月)、午前9時30分～、かがりの郷内第2圏域ほんわかセンター【㊨(25)8205】へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

盲ろう者通訳・介助者養成研修

「盲ろう者通訳・介助者」として活動する意思のある人を対象に同研修を実施します。

㊦9月15日(金)～令和6年3月12日(火)(全20回)

場大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道一丁目3の59)

定60人

㊫無料(教材費実費)

㊦障がい福祉課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、8月10日(木)(必着)までに、郵送で、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3の59(福)大阪障害者自立支援協会【㊨06(6748)0587】へ(申し込み多数の場合選考)

若さ・健康・体力アップ教室

㊦8月18日(金)、25日(金)、9月1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)、11月24日(金)、午前9時45分～11時45分(全7回)

場けあばる

㊦体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

㊦市内在住で65歳以上の人

定20人

㊫無料

㊦8月8日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

純喫茶おれんじ

㊦8月6日(日)、9月3日(日)、午後0時30分～3時

場かがりの郷

定各15人程度(当日直接会場へ)

㊫メニュー全品100円

㊦井尻さん(おれんじパートナー事務局)【㊨090(3996)0071】



保健医療

子育て

相談

くらし

くらし



税

住宅の耐震・バリアフリー・省エネ改修で固定資産税減額

住宅を耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修(熱損失防止改修)し、一定の要件に適合する場合は改修後一定期間、固定資産税が減額されますので申告してください。

対象となる改修工事の内容や申告手続き、添付書類など詳しくはお問い合わせください。

問課税課 (内線113～115)

今月は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)で納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	



上下水道

水道管の更新工事にご協力を

災害時でも安全・安心な水道水を市民の皆さんに届けるため、古くなった水道管や災害時に重要な拠点となる病院などにつながる水道管を優先的に、高い耐震性能のある水道管(耐震管)へ入れ替える工事を実施しています。

工事中は、断水や濁り水などの発生、交通規制、振動・騒音などで、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問水道工務課(内線252、256)

上下水道料金のお支払いは便利な口座振替で

口座振替を希望する人は「水道使用量のお知らせ」と預(貯)金通帳、通帳の印鑑を持参し、次の取扱金融機関で直接申し込んでください。

取扱金融機関 りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、成協信用組合、大阪南農業協同組合、大同信用組合、紀陽銀行、大阪シティ信用金庫、徳島大正銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局(専用申込用紙)
問水道お客様センター [☎(20)6400]



国民年金

国民年金保険料をスマートフォンアプリで納付

国民年金保険料について、スマートフォンアプリを使用した電子決済での納付が利用できるようになりました。

対応決済アプリなど、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



問日本年金機構年金加入者ダイヤル [☎0570(003)004]

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると保険料の「一部」「全額」の納付が免除または猶予されることがあります。なお、納付猶予の対象者は50歳未満の人に限られます。

受付開始 7月3日(月)～

免除期間 申請月の2年1カ月前から翌年6月まで

※保険料全額免除または納付猶予(一部納付は除く)を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請することを希望された場合、翌年度以降は申

請しなくても継続して申請があったものとして自動的に審査します。

※離職などにより承認された人は、毎年申請が必要です。

受給資格 免除、納付猶予をされた期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されます

※一部免除の場合は、決定された額を納付しなければ未納期間となります。

申請に必要なもの 年金手帳など
※失業された人は、失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書などが必要です。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、スマートフォンなどから申請することができます。

問天王寺年金事務所 [☎06(6772)7531]、保険年金課(内線153、154)



国民健康保険

限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している、70歳未満の人および70歳以上75歳未満の現役並み所得者で住民税課税所得が690万円未満の人は、保険診療を受けるときに、限度額適用認定証(市民税非課税世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証)を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。

※すでに認定証をお持ちの人も、有効期限が7月31日(月)までのため、更新の手続きが必要です。

申請に必要なもの

国民健康保険証、高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人)、入院時の領収書(令和4年8月以降の入院日数が90日を越えている人)、マイナンバー(個人番号)の確認ができるもの
問保険年金課(内線151、552)または金剛連絡所